

# ご存知ですか？

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

### 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計を同じくしていない母子世帯などの児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するために設けられた手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

### 対象者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または母に代わって児童を養育している方。各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（兄弟・祖父母などで住民票の世帯分離している方も含む）に所得制限があります。（※表1）

### （支給要件）

- ◇ 父母が婚姻を解消した児童
- ◇ 父が死亡、または父が生死不明の児童
- ◇ 父が法で定める障害の状態にある児童
- ◇ 父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童

ている児童

◇ 母が婚姻しないで生まれた児童

◇ 父母ともに不明である児童（孤児など）

※「日本国内に住所がない方」「遺族補償・公的年金を受給できる方」「離別した父と生計が同一である方」「事実上の婚姻関係にある方」「施設に入所しているなど、子を養育している事実がない方」は受給できません。

■ 児童扶養手当の額（平成19年4月～）

- 支給対象児童1人の場合
    - ・ 全部支給  
↓ 月額4万1千720円
    - ・ 一部支給  
↓ 月額4万1千710円
- 9千850円（所得により変わります）

○ 支給対象児童2人以上の場合

全部支給・一部支給ともそれぞれの金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

○ 手当の全額を停止される方  
所得額が所得制限以上に該当するとき

○ 手当の支払日

児童扶養手当は認定請求日の翌月分から支給され、年3回に分けて支給されます。支払日が

表1 所得制限限度額表（H19. 8～H20. 7月分）

扶養人数	<受給資格者本人>		<扶養義務者>
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

$$\text{所得} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額など）} + \text{養育費の8割相当額} - \text{諸控除（医療費控除など）} - \text{8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします。）}$$

土・日・祝日などに当たるときはこれらの日の前日になります。

- ・ 4月11日：12月分から3月分
- ・ 8月11日：4月分から7月分
- ・ 12月11日：8月分から11月分

### ■ 申請手続きの仕方

伊奈庁舎児童福祉課に認定請求書を提出していただく必要があります。手当は申請月の翌月分からの支給となります。なお、認定請求書には戸籍謄本や住民票謄本、所得証明書、各種申立書などを添付していただくこと

になります。手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、詳しくは児童福祉課までお問い合わせください。

### ■ 現況届の提出について

毎年8月：現況届（全ての受給者は、その年の8月から翌年の7月分までの手当を受ける資格を確認するために必ず提出が必要で、提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになり、2年間提出しないと受給資格を失います。）